

私たちの声を、私たちの将来に。

衆議院議員総選挙

11月までに行われる予定です。

詳細は選挙期日が決まり次第、HPなどでお知らせします。

投票の種類

- ① 衆議院小選挙区選出議員選挙
- ② 衆議院比例代表選出議員選挙
- ③ 最高裁判所裁判官国民審査

投票入場券を持参してください

投票には入場券を持参してください。家族の入場券と間違えたり、投票所を間違えないよう入場券を確認してください。

投票できる要件

【年齢要件】

選挙の基準日時点で満18歳以上の方

【住所要件】

選挙の基準日時点で、引き続き3カ月以上白老町に住所を有している方は、白老町で投票することができます。

なお、基準日の翌日以降に転入届を出された方は、転入前の住所地の市町村で投票することになりますが、次の方法により投票することができます。

- ① 白老町で不在者投票をする。
- ② 前住所地で投票日当日に投票する。
- ③ 投票日前日までに前住所地で期日前投票をする。

【転出される方】

これから白老町外に転出される方は、次の方法により投票することができます。

- ① 投票日当日、白老町で投票する。
- ② 投票日前日までに白老町で期日前投票をする。

- ③ 投票日前日までに新住所地で不在者投票をする。

【転居された方】

公示日のおおむね7日前に日付を設定し、その日までに町内で転居された方（例 萩野↓社台に転居）は、以前に居住していた場所の投票所で投票していただくことになります。（入場券で確認してください）

投票日に用事がある方

投票日当日、仕事や旅行などで用事のある方は、期日前投票をすることができます。

【期日前投票期間】

公示日の翌日～選挙期日の前日

【期日前投票時間】 8時30分～20時

【期日前投票場所】 役場 第1会議室

学業や仕事で町外に滞在の方

白老町に住民票はあるが、長期間出張などで他の市町村に滞在している方は、白老町選挙管理委員会に投票用紙を請求し、滞在先の市町村選挙管理委員会でも不在者投票をすることができます。詳しくは問い合わせしてください。

入院中で投票所に行けない方

不在者投票施設として指定を受けている病院や老人ホームに入院・入所している方は、その施設内で不在者投票をすることができます。希望される方は、施設の職員に申し出てください。

※町内では町立病院、きたこぶし、寿幸園、恵和園、さくら、北海道リハビリテーションセンターが指定されています。

身体が不自由で字が書けない方

投票所には行けるが、身体が不自由で字が書けない方などのために代理投票制度があります。投票所の係員に申し出てください。（投票の際の秘密は厳守します）

新型コロナウイルス感染症患者の方

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などを行っている方で一定の要件に該当する方は、郵便により投票することができます。詳しくは問い合わせしてください。濃厚接触者は該当しません。

開票を参観されたい方

白老町内に選挙権がある方は開票を参観することができます。

【開票日時】

選挙期日の21時15分から
（※入場は20時40分から）

【開票場所】

白老町総合体育館

※北海道選挙管理委員会が発行する選挙公報については、町選挙管理委員会へ届きしだい新聞折込みするほか、役場・各出張所の窓口でも配布します。また、希望者には郵送もしますので連絡してください。